



(様式1)

令和3年9月21日



芽室町議会事務局長 様

政策推進課長

寄せられたホットボイスについて

このことについて、別添のとおりホットボイスがありましたので回付します。

「ホットボイス取扱い基準」第3条の(8)の⑧「芽室町議会に関すること」に該当し、それぞれの担当が回答するものとしておりますので、貴職において適切な対応をお願いいたします。

企画財政課広報広聴係

ホットボイスはがき

ホットボイスへのご意見には住所・氏名の記載があれば直接回答します。ぜひ、記載してください。

町議会の9月定例会議の一般質問は3人でした。6月も3人だけ。緊急事態だと質問まで自粛しなければならないのでしょうか。疑問に思います。

議員のみなさんは選挙の時、それぞれ言い方は違っても町民の声を大事にする、町政に届けると言っていたのではないのでしょうか。ですから私たちは、選挙で一票を投じ、町民に代わって町政に町民の意見や声を反映してもらうことを、議員のみなさんに託しています。その大事な場が議会だと思いのです。なのに議員が質問しないという事は、議員がその役割を放棄したという事にならないのでしょうか。議会の自殺行為だと思うのですが、いかがでしょう。

なぜ議員をやっているのか、議員の役割は何かという事をもう一度考えていただきたいと思えます。

その中でも、3名ですが、質問に立つ議員の方もおられました。敬意を表します。

議任
(ホットボイスはがき
直接回答します)

こちらはホットボイスとして收受した文書です
現在決裁中ですので、先に情報共有でコピーをお渡します
原本および依頼文は決裁後にお渡します

郵便はがき

0828790

料金受取人払郵便

帯広局承認

429

差出有効期間
令和5年5月11日
まで(切手を貼らずにお出しください)

〈受取人〉

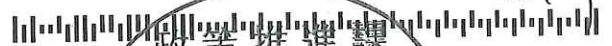
芽室町東2条2丁目14番地

芽室町政策推進課広報広聴係内

総合情報誌「すまいる」

ホットボイス係 行

御中



政策推進課

21.9.21 收受

第150号

住所

氏名

電話

※投書内容

誌面・H

※記載いた

※誌面・H

いただく場合があります。



(様式1)

令和3年9月27日

芽室町議会事務局長 様

政策推進課長

寄せられたホットボイスについて

このことについて、別添のとおりホットボイスがありましたので回付します。

「ホットボイス取扱い基準」第3条の(8)の⑧「芽室町議会に関すること」に該当し、それぞれの担当が回答するものとしておりますので、貴職において適切な対応をお願いいたします。

企画財政課広報広聴係

高令者の健康を預って
 下るから1.9.7場の
 トレをせめて和武から
 洋式に女性議員さん
 一度みなさんお出で
 みてほしいからよろか
 事々とは言わす。今年中
 にある。すぐ出来ることある

- ① スポーツ施設
- ② 議会 (情報共有のみ)

こちらはホットボイスとして收受した文書です
 現在決裁中ですので、先に情報共有でコピーをお渡しします
 原本および依頼文は決裁後にお渡しします

郵便はがき

料金受取人私郵便

0828790

帯広局承認

429

差出有効期間
 令和5年5月11
 日まで(切手を
 貼らずにお出し
 ください)

〈受取人〉

芽室町東2条2丁目14番地
 芽室町政策推進課広報広聴係内
 総合情報誌『すまいる』

ホットボイス係 行



策推進課

21.9.27 收

第 161 号

住所			
氏名		年齢	
電話		性別	男・女

※投書内容の詳細を確認させていただく場合があります。電話番号だけでもお書きください。
 誌面・HP公開時には氏名は掲載いたしません。
 ※記載いただいた住所・氏名等は、芽室町個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
 ※誌面・HP公開時には、記載内容から個人・団体などが特定されないよう編集させていただく場合があります。



(様式1)

令和3年9月27日

芽室町議会事務局長 様

政策推進課長

寄せられたホットボイスについて

このことについて、別添のとおりホットボイスがありましたので回付します。

「ホットボイス取扱い基準」第3条の(8)の⑧「芽室町議会に関すること」に該当し、それぞれの担当が回答するものとしておりますので、貴職において適切な対応をお願いいたします。

企画財政課広報広聴係

先日、初めて一般質問(?)をネットで見ました。町長さんや職員の方が誠実に答えられている姿に好感が持てましたが、気になることがいくつか。ひとつは、町長さんがちゃんと答えているのに「改めて」と言って再度しつこく質問される男性議員。また、ネットではよく聞き取れませんでした。町長さんが答弁の打合せ(?)をされているときに何か叫んでいる女性議員。

(早く答弁しろとかいう感じでしょうか) 芽室町議会には発言のルールは無いのでしょうか?以前住んでいた町の議会は●●ランキングには全く縁の無い議会でしたが、ルールと品位はあったと思います。先進的な取組をされていると言われている芽室町議会の議場での発言ルールはどうなっているのか教えてください。

議会

こちらはホットボイスとして収受した文書です
現在決裁中ですので、先に情報共有でコピーをお渡しします
原本および依頼文は決裁後にお渡しします

郵便はがき

料金受取人払郵便

0828790

帯広局承認
429

〈受取人〉

芽室町東2条2丁目14番地
芽室町政策推進課広報広聴係内
総合情報誌「すまいる」

差出有効期間
令和5年5月11日
まで(切手を貼らずにお出しください)

ホットボイス係 行

政策推進課
21.9.27 収受
第 62 号

住所			
氏名		年齢	
電話		性別	男・女

※投書内容の詳細を確認させていただく場合があります。電話番号だけでもお書きください。
誌面・HP公開時には氏名は掲載いたしません。
※記載いただいた住所・氏名等は、芽室町個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
※誌面・HP公開時には、記載内容から個人・団体などが特定されないように編集させていただく場合があります。

○議会ホットボイス取扱基準

(目的)

第1条 議会ホットボイスは住民参加の一つとして、町民が気軽に議会に対する意見・提案などを届けることができる制度である。この制度は、町民の意見をまちづくりの課題解決や議会改革につなげることと、町民と議会のコミュニケーションツールとして信頼関係構築の役割を発揮すること、さらに町民の声を政策へ進化させる機能へ発展させることにより、町民のまちづくりへの参加を実現することを目的とする。

(範囲)

第2条 議会ホットボイスとして取り扱う範囲は、次の3つとする。

- (1) ホットボイスはがき
- (2) 議会事務局へのメール (g-shomu@memuro.net)
- (3) 議会へのFAX (0155-62-9813)

(取り扱い)

第3条 受理した議会ホットボイスは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 受理した議会ホットボイスは原則として、その取り扱いを議会運営委員会に諮るものとする。

(2) 議会運営委員会は、次の事項について協議する。

- ア 取り扱いの可否
- イ 回答の可否
- ウ 前号で回答するとした場合の回答書
- エ めむろ議会だよりへ掲載の可否

(3) 次の基準に該当するものは、議会ホットボイスとして取り扱わないものとする。

- ア 議員の発言に関するもの
- イ 議員個人への質問・意見・要望
- ウ 特定者への誹謗・中傷
- エ 特定者への指摘・苦情
- オ 意味不明、解読ができないもの
- カ 同一人で内容が同じもの（類似なものを含む）
- キ 議長が対応しないと判断したもの

(4) 回答書を作成したものは、議会ホットボイスの投稿者が特定できるものについては回答書を通知する。

(5) 「回答しないもの」に分類されたものは、参考意見として活用する。

(6) 議会ホットボイスの受理内容及び回答書は、議員間で共有する。

(内容の公開)

第4条 議会ホットボイスの内容は、次の目的からホームページにおいて全件公開し、めむろ議会だよりにおいて、一部公開（掲載）する。ただし、公開の際には、原文を要約・修正する場合がある。

(1) 「ホームページ」による公開

町民の意見と議会の回答公開により、まちづくりへの関心を高めるきっかけとするとともに、同じ疑問や意見を持つ方への説明の場とする。

(2) 「めむろ議会だより」による公開

目的はホームページと同様とする。なお、掲載する内容については、議会運営委員会において選定する。

(委任)

第5条 この基準の改正並びにこの基準に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。